

2021年12月吉日
株式会社 三十三銀行

お客さま各位

マイナンバー届出猶予期間終了のお知らせ

2016年1月から、社会保障、税、災害対策の分野における行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会を実現するための社会基盤としてマイナンバー制度が導入され、投資信託や公共債などのお取引の際にはマイナンバーの届出が必要とされています。

2015年12月31日以前に投資信託口座または債券口座を開設されたお客さまにはご提出の猶予期間が設けられていましたが、2021年12月末に猶予期間が終了します。

つきましては、投資信託口座・債券口座をお持ちでマイナンバーの届出をされていないお客さまは、2021年12月末までにマイナンバーをお届出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上